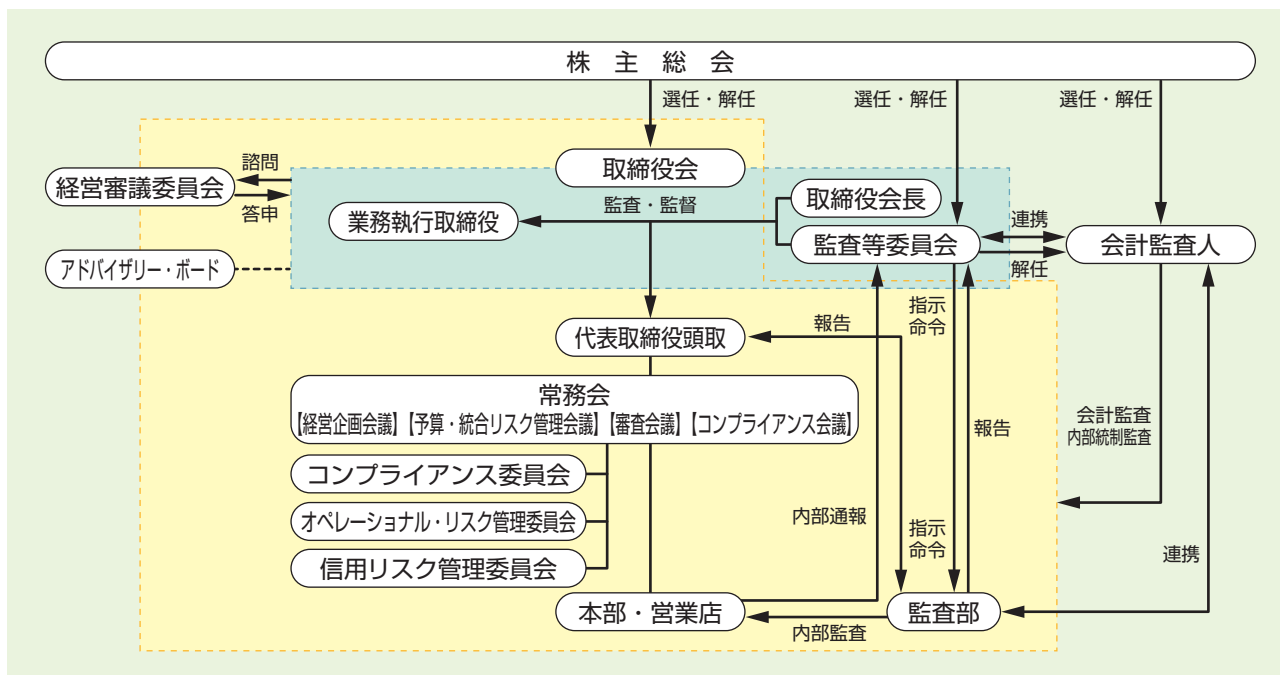


## 内部統制システムの整備の状況

当行では、会社法に基づき、「株式会社の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の整備に係る基本方針」を取締役会で制定し、必要に応じてこれを見直しております。また、金融商品取引法に規定された、「財

務報告に係る内部統制評価・監査制度（いわゆる、日本版SOX法）」につきましても、各法令等で求められます内部統制システムが十分に機能するよう、取締役会を中心に各態勢を整備しております。



## コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

銀行は、高い公共性、社会性を有しており、お客さま、株主の皆さま、地域社会からの厚い信頼、高い評価をうけるためには、コンプライアンスの徹底が不可欠であると認識しております。コンプライアンスとは、役職員一人ひとりが、法令や規則に則った業務を遂行するだけでなく、高邁な倫理観をもって行動することであり、経営の最重要課題の一つとして位置付け、全行をあげて取り組んでおります。

### コンプライアンス態勢

頭取を議長とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスに関する諸問題を審議するとともに、営業店の行員から経営トップまで、コンプライアンス情報が共有できる風通しのよい企業風土の醸成に努めております。

各部室店には、「コンプライアンス担当者」を任命し、

コンプライアンスの実施状況の検証、勉強会等の実施による教育・啓蒙活動を行っております。

コンプライアンス統括部は「コンプライアンス会議」、「コンプライアンス担当者」との緊密な連携のもと、コンプライアンス関連情報の一元的な収集・管理を行っております。

### 具体的な取組み

当行では、コンプライアンスを実効性のあるものにするための具体的な実践計画を記載した「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定しております。そして、コンプライアンスへの取組みを周知徹底するために、コンプライアンスの基本方針や守るべきルール等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員が閲覧で

きるよう、行内インフラ上に公開しております。

行内の研修では経営トップ自らが講師を務めるとともに、コンプライアンスについてのカリキュラムを必ず組み込むなど、職員のコンプライアンスへの理解を深めるべく、教育・啓蒙活動に積極的に取り組んでおります。